

釜石港の地域的情報（参考）

1. 釜石港の気象・海象の特性

- ・釜石港は、南～西～北の三方が山に囲まれて、よく風波を防いでいるが、東または北東の風が強吸すると東方からのうねりが侵入する。
- ・冬期に西寄りの強風が甲子川沿いに吹き出すことがある。
- ・夏季には濃霧が発生することが多い。
- ・釜石港は水深が深く、場所によっては険悪地が存在することから錨泊には注意が必要である。

2. 釜石港の港外避難等に関する勧告基準(低気圧・台風の場合)

(1)警戒勧告(第一体制)

対象となる気象・海象状況	・気象庁等から「暴風警報」を発表する可能性がある情報 ・48時間以内に静穏度が著しく悪化する情報
対象船舶	全船舶
勧告内容(一部抜粋)	・船舶は、情報収集を行うとともに、低気圧等の襲来を想定し、避難場所や避難方法を選定し、避難場所への移動を開始し襲来に備える ・在港中等のDWT10,000トン以上の船舶は、郊外への避難勧告が出された場合に備え、避難準備作業を早期に開始する。 ・同港仕向け船舶がある代理店等はできる限り他の港又は泊地等に避難するよう調整する。

(2)避難勧告(第二体制)

対象となる気象・海象状況	・「暴風警報」(陸上25m以上)を発表する可能性がある情報 ・24時間以内に静穏度が著しく悪化する情報
対象船舶	(1)DWT10,000トン以上 (2)DWT10,000トン未満
勧告内容(一部抜粋)	(1)直ちに港外へ避難を行う (2)・錨泊船舶 錨泊計画に則り確実な守錨当直、離隔距離の確保、機関用意を行い緊急時の連絡体制の確保 ・係留船舶 係留計画に則り万全な係留強化対策を講じる ・代理店等 他の港又は泊地等の安全な海域に避難するよう指導する。

3. 荒天等により錨泊を自粛いただく海域

・釜石港内に錨泊する船舶は、岩手県オイルターミナル棧橋(重要施設)から可能な限り離れて錨泊してください。(錨泊自粛エリアを設定していますので、錨泊の際は留意願います。同エリアは釜石海上保安部ホームページに掲載しています。)

4. 走錨の事故事例

・釜石港(第二区)において、冬期間、走錨船舶による付近錨泊船舶への衝突事故やインシデントが発生しています。その原因の多くは、荒天避泊中に守錨当直を配置せず走錨に気が付かなかった場合や当直者が居眠りをしていたため発生していますので、港内に避泊中でも油断をせず、次の事項を遵守し、走錨事故の防止対策に万全を期してください。

- ① 守錨監視の厳格化 ② 主機関のスタンバイ ③ 常時連絡体制の確保、国際無線CH16常時聴取

緊急連絡先

釜石港長
釜石海上保安部長
釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会事務局
電話0193-22-3830

釜石港港湾管理者
岩手県沿岸広域振興局土木部
電話0193-27-5572

各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。